

新規専門委員会設置に関する提案

2013年6月15日
第82回理事会・第2回定時社員総会

1. 新規専門委員会設置の趣旨：

1) 日本連盟諸規程を整備する；

昨今の日本スポーツ界においては、スポーツ現場における暴力や不適切な指導体制を根絶し、スポーツ団体の組織運営の公正化を図ることが、社会的な要請となっている。日本連盟の組織運営に諸規程を見直して、日本連盟組織としての管理規程、倫理規程、加盟団体規程等を整備してゆくことが求められている。

2) ブロック事業関連規程を整備する；

公認指導員制度、公認審判員制度を整備し、国体公開競技種目の普及と向上を推進するために、ブロック単位の事業を拡充することが求められて行く。現在のブロック事業を更に推進するために、ブロック事業規程と会計処理規程を整備求められる。

3) 都道府県連盟関係の諸規定を整備する；

公益社団法人日本連盟の支部組織であり、都道府県における統括団体である都道府県連盟は、公益性、公平性を備えて運営されることが求められている。都道府県連盟の管理運営諸規定を整備して、社会的な要請に応えてゆくことが求められている。

上記の1)、2)、3)を統括して整備してゆく専門委員会を設置する。

2. 専門委員会の名称と構成：

1) 公益社団法人日本武術太極拳連盟「組織整備委員会」(仮称)を設ける。

2) 日本連盟理事(専務理事、常務理事、担当理事、ブロック理事)および外部専門家委員で構成する。

3) 同委員会は、理事会の委嘱を受けて諸規程を起案する。また、関係規程に基いて、日本連盟専門委員会、事務局の活動を監査し、必要に応じて調査活動を行い、また、案件ごとに第三者委員会を設けるなどの提案を理事会に対して行なってゆく。

3. 同委員会設置準備と設立時期：

第82回理事会、第2回定時社員総会において同委員会の設置について承認を得た後に、日本連盟定款第30条に基づく臨時理事会を本年中の適切な時期に開催して、同委員会の委員構成を審議する。臨時理事会で承認された同委員会の候補委員により諸規程を策定する準備作業を始める。2014年1月に開催される日本連盟理事会および総会において、同委員会の構成と事業内容の承認を得たうえで、同委員会の諸事業を実施する。

以上